

(写)

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

龍ヶ崎市長 萩 原 勇

龍ヶ崎市条例第18号

龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例の一部を改正する条例
龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例（令和5年龍ヶ崎市条例第1号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
(特例措置)			(特例措置)		
第2条 条例第4条に規定する対象者のうち、健診を実施する年度の次の表の左欄に掲げる基準日において同表中欄の年齢である者の同表右欄に掲げる健診に係る費用は、無料とする。			第2条 条例第4条に規定する対象者のうち、健診を実施する年度の次の表の左欄に掲げる基準日において同表中欄の年齢である者の同表右欄に掲げる健診に係る費用は、無料とする。		
基準日	年齢	健診項目	基準日	年齢	健診項目
3月31日	<u>40歳又は50歳</u>	特定健康診査	3月31日	<u>41歳又は51歳</u>	特定健康診査
3月31日	35歳	健康診査	3月31日	35歳	健康診査
<u>3月31日</u>	<u>50歳</u>	<u>乳がん検診、胃がん検診及び大腸がん検診</u>			
4月1日	20歳	子宮頸がん検診	4月1日	20歳	子宮頸がん検診
4月1日	40歳	乳がん検診	4月1日	40歳	<u>乳がん検診、胃がん検診及び大腸がん検診</u>
	省 略			省 略	

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（令和９年３月３１日までの間における特定健康診査の年齢に関する経過措置）

2 令和８年４月１日から令和９年３月３１日までの間におけるこの条例の規定による改正後の龍ヶ崎市特定健康診査等実施条例の特例に関する条例第２条の規定の適用については、同条中「４０歳又は５０歳」とあるのは、「４０歳、４１歳、５０歳又は５１歳」とする。